ASEAN経済共同体(AEC)からみた ASEAN諸国における経済連携構想

"The concept of Economic Partnership in ASEAN considered from the perspectives of the ASEAN Economic Community."

川 島 哲 Satoshi Kawashima

〈概 要〉

早期から地域統合に向けた動きが活発であった北米や欧州に比べ、アジアは長く地域統合の後進地域といわれてきた。

しかし、21世紀に入り、アジアにおいても地域統合への潮流が活発化してきた。このドライバー的役割を演じたのがASEANであった。ASEANは自由貿易協定(FTA)の中核となるべく周辺諸国とのFTAを積極的に進めた。アジアにおけるFTAは二国間協定から広域FTAを目指す段階へと変化してきた。

本年(2015年)年末を期限とする ASEAN経済共同体(AEC)の発足まで半年を切った。AECとは ASEAN10か国による包括的な経済連携強化のフレームワークである。

本稿においては、東アジア共同体構想を中心的課題に掲げ、その問題点を洗い出し、そこから ASEAN の将来的展望はいかに浮彫りにされてくるのか。そして、どのように解決策は展望できるのかという視点から考察していく。

目 次

はじめに

- 1. 我が国企業とASEANとのつながりの経緯
- 2. AECについての議論とAECにみるASEANの実体(統合面)
- 3. AECの内容
- 4. 地域貿易協定と多角的貿易体制 (WTOなどとの多角的貿易体制) との関係
- 5. AECへの提言

おわりに

はじめに

今後の東南アジアはいかなる針路をとっていくのか。 ASEAN結成(1967年)から48年の歳月が経った。AEC を考えていくうえで、ASEANの動向をまずみていくこと から始める。最近のニュースで大きく取り上げられている 問題が南シナ海の領有権問題である。中国とASEANのう ちの関係諸国(フィリピン、ベトナム等)がその領有権を 争い互いの主張を繰り返している。

本年(2015年)年末を期限とするASEAN経済共同体

(AEC) の発足まで半年を切った。AECとはASEAN10か 国による包括的な経済連携強化のフレームワークである。

貿易自由化はもとより、サービスで貿易、投資やヒトの 移動の自由化など幅広い経済統合を目指すものである。

このなかでいかなる問題点があるか。

本稿においては、東アジア共同体構想を中心的課題に掲げ、その問題点を洗い出し、そこから ASEAN の将来的展望はいかに浮彫りにされてくるのか。そして、どのように解決策は展望できるのかという視点から本稿を起筆していくことにしたい。

1. 我が国企業とASEANとのつながりの経緯

まず、1980年代バブル直前の円高基調の起点となった 1985年9月のプラザ合意後の超円高が開始された。その背景として、我が国企業がタイやマレーシア、インドネシアなどの ASE AN 諸国へ海外直接投資(FDI)を積極的に行ったことがその契機となり、ネットワークづくりが始まっている。その後、他のアジア企業は無論、欧米企業をも巻き込んで、民間企業ベースによるインフォーマルなネットワークづくりが始まった。

他方、政府間のフォーマルなアジア統合への過程においては、2000年5月、ASEAN+3によるチェンマイイニシアティブ(CMI)からスタートしている。 $^{(11)}$

AECの直接の発端として1997年のいわゆるアジア経済 通貨危機に求められるとする見方がある。

1997年にはジョージ・ソロスたちの国際投機家により、通貨下落を意図して、大量の空売りを仕掛けた。このようなファンドに太刀打ちしようとするための手段として、十分な米ドルの外貨準備がないために、自国通貨を買い支えることができないため、タイ、インドネシア、フィリピン、韓国は国家存亡の危機とも、国家最大の不幸な日ともいわれる困難に直面することになった。

そこで、それら被害を受けた国家がまず、金融支援を要請したのがIMF(国際通貨基金)であった。その金融支援の条件としてIMFが出してきたのが、財政緊縮政策をはじめとした改革要求であった。

その財政緊縮政策により,当該各国の経済は収縮し一層 深刻なものとなった。

このときアジア各国がまず考えたのは、米ドルのリスクから回避するフレームを構築していくことが喫緊の課題であるというものであった。アジア通貨危機をその教訓として、一時的に外貨不足に陥った国家に対して、外貨をお互いに融通していうものである (注2)。その経緯を少しくみてみる。

1997~98年のアジア通貨危機後,このような事態の再発を防止するため、東アジアにおける金融協力の必要性についてこれまで議論が行われた。

1999年11月にフィリピン・マニラで開催された第3回 ASEAN+3首脳会議において、「東アジアにおける自助・支援メカニズムの強化」の必要性に言及がなされた。

2000年5月にタイ・チェンマイで開催された第2回 ASEAN+3財務相会議において二国間通貨スワップ取極のネットワークの構築等を内容とする「チェンマイ・イニシアティ(Chiang Mai Initiative:CMI;以下CMI)」を合意するに至った。

その後, CMIの下で, 2003年末までに, 日本, 中国,

韓国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの8カ国の間で通貨交換(スワップ)の形式によって、短期的な資金の融通を行う取極(Bilateral Swap Arrangement (BSA) 以下BSA)が交わされた。BSAのネットワークが構築され、当初想定していたネットワークは完成した。

CMI は、二国間通貨スワップ取極 (BSA) ^(注) のネットワーク、ASEANスワップ協定 (ASEAN Swap Arrangement: ASA)、により構成される。

(注) Bilateral Swap Arrangement (BSA)。通貨交換(スワップ)の形式によって、短期的な資金の融通を行う取極めのこと。

BSAのネットワークとは、「(スワップの発動方法や条件を規定する)基本原則」に基づく通貨スワップ取極をASEAN+3各国が二国間ベースで多数締結するもので、締結相手の選択は各国の判断に任されている。スワップの発動条件は、基本的にIMF融資とリンクしている。(但し、締結されたスワップ総額の20%まではIMF融資とのリンク無しに発動可能)ネットワークの完成を受け、2004年5月の第7回ASEAN+3財務大臣会議(韓国・済州島)において、CMIの有効性を強化するための見直しに向けた検討を開始することで合意がなされ、作業部会において検討が進められた。

検討の結果、2005年5月トルコ・イスタンブールでの第8回 ASEAN+3財務相会議では、CMIをより効果的かつより規律ある枠組みにする方策として、域内経済サーベイランスのCMIの枠組みへの統合と強化、スワップ発動プロセスの明確化と集団的意思決定手続の確立、規模の大幅な拡大、スワップ引出しメカニズムの改善を行うことが合意され、以後、こうした合意をそれぞれのBSAに反映していく作業が進められた。2006年5月に開催されたインド・ハイデラバードの第9回 ASEAN+3財務相会議では、2004年の第7回 ASEAN+3財務相会議以来のCMIの強化のための見直し作業が完了し、集団的意思決定手続の導入、地域経済の研究を目的とした経済・市場専門家で構成される専門家グループ(Group of Experts)及び早期警戒システムに関する作業部会の設置による域内経済サーベイランスの能力強化、スワップ規模の拡大が確認された。

2006年5月の第9回 ASEAN+3財務相会議では、さらに、地域における流動性支援のための、より発展した枠組み(「CMIのマルチ化」もしくは「ポストCMI」)に向けて、可能な選択肢を検討する観点から、新たな検討部会(タスク・フォース)を設置することに合意した。同部会での検討を受け、2007年5月の第10回 ASEAN+3財務大臣会議(日本・京都)では、CMIのマルチ化について、段

階的なアプローチを踏みながら、一本の契約の下で、各国が運用を自ら行う形で外貨準備をプールすることが適当であることに各国間で原則一致した。また、2008年5月に開催されたスペイン・マドリードでの第11回 ASEAN+3財務相会議では、CMIマルチ化の総額については少なくとも800億ドルとすることで一致した。

世界的な金融危機に対応するために2009年2月に開催された2009年2月にタイ・プーケットで開催されたASEAN+3財務相会議において、マルチ化の総額を1200億ドル(名目)に増額することに合意しました。その後の2009年5月の第12回 ASEAN+3財務相会議において、全てのマルチ化の主要項目について合意し、2009年12月にマルチ化契約に署名、2010年3月にマルチ化契約が発効した $({}^{(\dot{a}\dot{a})}$ 。

ではCMIマルチ化後についてはどうか。

2010年3月、CMIマルチ化契約が発効した。一本の契約の下で、通貨スワップ発動のための当局間の意思決定の手続きを共通化し、支援の迅速化・円滑化を図るものです。スワップの発動条件は、基本的にIMF融資とリンクしている。(但し、締結されたスワップ総額の20%まではIMF融資とのリンク無しに発動可能)

これまでCMIのネットワークに参加していなかった、ASEAN新規加盟国(ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)を含め、全てのASEAN加盟国と日中韓が参加することとなった(計13か国)。

AEC についての議論とAEC にみる ASEANの実体(統合面)

東アジア共同体についての推進論に関しては、まず、是であるが、その根底には、戦後の我が国の国益全般は米国一辺倒からの脱却がある。そのためには、ダブルトラックが必要となる。そのダブルとしてアジアにも目を向けていこうということがある。それは、米国市場よりもアジア市場が大きく膨れ上がってきているということもあり、現実の企業活動のなかでみても、進出を進めていることがある。そのためには、通商から始めていくべきであり、自由貿易圏を域内から作ることから開始していくべきではないかという認識である。

東アジア共同体こそ今後の我が国が進むべき道であるというものである $^{(24)}$ 。

問題点としてあげられていることは、アジアとひとことでいってもEUのような地域と異なり、経済レベルも政治体制も宗教もその多様性を有していることは明らかで

ある。

ASEAN統合面からみてみると、ASEANは、ベトナム戦争や文化大革命などからの脅威をそのバックグラウンドとして、東南アジア地域の紛争回避、域内の結束強化及び経済発展などの促進をその目的として1967年に発足した。

設立当初は5カ国(シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ)であったが、その後、新たに5カ国(1984年ブルネイ、1995年ベトナム、1997年ラオス、ミャンマー、1999年カンボジア)が加盟し10カ国となっている。

機構面においては、最高政策決定機関である首脳会議のほか、外相会議など各種閣僚会議及び事務レベル会議などを設置して協議している。近年においては、2008年にASEAN憲章を発効し、ASEANの法人格を付与し、首脳会議を年2回開催し、外相レベルの調整理事会も年2回、共同体別の閣僚レベル理事会及び事務局強化(事務局長を閣僚級に格上げし、事務次長の4人体制))など拡充が行われている。

2003年に行われた第2ASEAN共和宣言において,政治安全保障共同体,経済共同体,社会文化共同体から構成されるASEAN共同体の2020年までの設立が合意され,それは5年前倒しされ2015円にその設立を目指し現在進んでいる。

政治安全保障共同体においては、人権促進、法の支配、南シナ海宣言の完全実施、ARF強化などが、社会文化共同体においては、貧困の削減、教育アクセス促進、ASEAN言語の促進などを通じ、ASEANアイデンティティの促進を意図している。

経済共同体においては、その競争力強化の緊急性のもとで生まれたものであり、単一市場・生産拠点に向けた統合の加速化を実現するために、モノ、サービス、投資、熟練労働者、資本の自由などのフロー面を充実させることを目指している。シングル・ウインドウ設立の実施を2005年に行い、査証免除を2006年に行い、航空貨物サービス及び航空旅客サービスを2009年に行うなど各分野において、その自由化及び円滑化の協定が署名・発効している(注5)。

3. AECの内容

AECを実現するためその行動計画として「ASEAN経済共同体ブループリント(ASEAN Economic Community Blueprint 2008)」がある。ここにおいては、以下の4点の目標がかかげられている。それに加え、2008年から2015年までの工程表(time table)が示されている。

第一に、単一の市場及び生産基地(a single market and production base)

第二 に、競争力のある地域 (a highly competitive economic region)

第三に、公平なる発展(a region of equitable economic development)

第四に、グローバル経済への統合 (a region that is fully integrated into the global economy)

これらの目標を達成するために、物品、サービス、投資、熟練労働力の自由な移動を実現することが求められている(注6)

指摘しているのが、ASEAN域内貿易の比率が低位であること、域内FDI比率がさらに低いことである。このようにASEANはAFTAの段階を卒業しAECを目指す段階に入っているにもかかわらず、域内貿易のみならず域内直接投資においても依然として低位であり、域内経済協力を通して経済実態を具備した組織として発展しているかという視点でみてみるといささか貧困であるといわざるを得ない実態にある。

域内経済協力の実態が乏しい ASEAN において、AFTA を経て AEC を目指す真の狙いは、外国資本の誘致にある。それを端的に示しているものとして、上記の第一の目標のなかに、AEC は「単一の市場」のみならず、「単一の生産基地」を実現するとうたっていることにあらわれており、外国製造業の誘致の狙いがここにある(達7)。

4. 地域貿易協定と多角的貿易体制 (WTO などとの多角的貿易体制) との関係

本章においては、地域貿易協定と多角的貿易体制との関係という視点からみてみる。

学者の間でも議論が分かれており、しかも批判的な意見が多い中、政策立案担当者はリージョナリズムの方向へ向かっている。

ASEANという地域枠組みについてみると1967年の設立以降1992年までの四半世紀は、まったく地域貿易協定を結ぶことはなかった。1992年のASEAN自由貿易協定(AFTA)がその最初である。

ASEANをはじめ東アジア諸国は、近年、新たなFTA を次々に誕生させたことに加え、今後もFTAの構築がさ らに進む地域となってきている。

ここで、東アジアにおけるスタンスが多国間主義から変 化してきていることをとりあげてみたい。

具体的にはWTOとの関連である。

21世紀にはいってから、アジアは急速に地域貿易協定が結ばれている。

また、新しい要素として、内容的面において従来の FTAと比べ包括的であること、具体的には、関税自由 化のみならず、サービス、投資、競争政策なども含んで いる。

ここで提起されてくるのは、RTA(Regional Trade Agreement)の評価に関してである。

政策立案者としては、自らの政策のインパクトがいかなるものであるかという情報収集をしている。さらに言えば、いかにして成功裏にアジアをグローバル化の潮流のいなかに統合しうるかという問題である。

このRTAに関して、2つの分析アプローチがある。従来のものとして、ジェイコブ・ヴァイナー(Jacob Viner)の「関税同盟の理論」("The Custums Union Theory")に基づくものであり1950年以降に発展してきた理論である。

このアプローチは現在でも有益である。RTAの製造業の貿易に与える影響を考える場合、関税が重要なファクターであることに変わりはないので、このアプローチが役立つ。しかし、貿易においては、その障害は関税のみならず、非関税障壁や国内の規制障壁(regulatory barriers)も大きな問題である。

この観点で、新しいアプローチが生まれた。

ルール・メイキング・アプローチ (the rule making approach) と呼ばれるものである。

このアプローチの長所は、新しいサービス、投資という 分野においては非常に重要である。ところが短所として、 この新しいルールを地域レベルでつくるという場合に両刃 の剣となる可能性が出てくる。

アジアの現実のなかでみてみれば、RTAが交錯している状態であり、そうなると異なった複数の規制モデルが域内に生まれてくる可能性があり、それらがお互いに相容れないものとなってしまう可能性がある。

ここで問題をもとにもどしてみる。

RTAと多国間貿易体制との関係である。

RTAが多国間貿易体制にとり好ましいものであるか否かという点である。

東アジアが世界で最もダイナミックな地域であることは 異論ないだろう。これは、表現を変えれば、今アジアでお こっていることは、将来のさらなるグローバル化の進展並 びにグローバルな貿易体制を促進するものなのか否かとい う問題であるともいえる。

現時点ではよくわからない。

はっきりと結論づけることはできないというのが正直なところである。

リージョナリズムが世界の多国間貿易体制にとりプラス かマイナスかと問われればまだ結論づけられない。

確かにメリットはある。リージョナリズムはWTOの 多国間貿易交渉より早く進むだろうということである。 WTOが頓挫しているゆえである。しかし、マイナス面も ある。原産地規則などを含めた非関税障壁や新たな規制モデルを構築する際の追加的コストなどである (注8)。

RTAとは世界全体の多国間主義に基づく貿易自由化を 促進する傾向がある。しかし、賛否両論があるということ がわかった。

もともと枠組みの点からアジアのなかで問題視されている。「ASEAN+3」をベースにしていくこと加えて、「アジア3+5」モデルの8カ国と APEC 21か国・地域という2つの地域枠組みがあるという点である。

この8カ国モデルに関して、多くのエコノミストが提起している。ラッガーズ大学のマノランジャン・ドュッタ(Manoranjan Dutta)、ピッツバーグ大学のフーリー(Hooley)教授、UCLAのレティーチェ(Letiche)教授などである。これらのエコノミストに共通しているのは、まず「アジア3+5」モデルによるFTAの構築からアジアの地域統合を開始するべきであるという点である。

現実的にそういう流れになっている。

たとえば、ASEAN 地域フォーラム(ARF)は安全保障に関する会議であるが、ASEAN首脳のみならず、日中韓首脳も参加している。それでは、この8カ国をまとめていく力が作用するかという問題であるが、アジア諸国は、過去に複雑な歴史関係があった。しかし、共通のアジア的市場経済を志向する力はあるといえる。

今後取り組まねばならないのはこの8か国でさらに近隣諸国を経済統合に参加させていくという点である。ここで、APECがその先行例として参考にできると考える。

もともとAPECは1989年設立以降,経済のダイナミズムを拡大させ,アジア太平洋地域の共同体意識を醸成していくことがその目標であった。開かれた貿易,経済協力などを意図していた。そして,発展途上国に対しては,2020年までに自由貿易を確立していこうという合意も含んでおり,その意味でもAPECは参考になる(注9)。

APECがうまく機能していないので、現在は様々なRTAが締結されているのではないかという点についてみてみると、APECは、WTOの無差別原則又は、自由貿易というものとさほど矛盾しない。いわゆる開かれた地域主義に基づくものであると思う。

ただし、そのAPECに対してのアジア諸国の信頼性が 喪失されているように感じられる。

その発端は、1997年のアジア通貨危機の際にAPECが 対応できなかったということがあげられる (注10)。

5. AECへの提言

東アジア共同体構想に関して、様々な論者が多彩な議論 を繰り広げている。すべてを網羅できないが何点かを紹介 していきたい。

第一に、米国と敵対せずASEANをその中核にする。それに日中韓が協力する形をとり、重層的で緩やかな統合体を形成する。

第二に, 統合の原点は, 歴史的な「敵との和解」と繁栄 にあること。

第三に、金融危機に強い共通通貨構想を形成していく。 地域統合は一つではない。統合のコアは、ASEAN、日 中韓はそれをささえる。制度化が進んでいないアジア諸 国において、すでに10に及ぶ地域共同体が存在している。 例をあげれば、米国を含む APEC、ARF、ASEAN+3、 ASEAN+6、6カ国協議(韓国、日本、米国、北朝鮮、 ロシア、中国)、インドを含む SAARC、上海協力機構、 ASEEM など無理にひとつにまとめる必要があるのだろ うか。

ASEAN+3, ASEAN+6は、日中の綱引きが根底にあるが、その主導権争いをおき、インドも含めれば、世界の人口の半分、BRICSの3か国を含む極めて巨大なアジア地域圏が現出してくる。

我が国は、日米同盟いを国是としている間に、米国は欧州は中国との連携を進めている。さらにASEAN+8、APEC、TPPなど様々なフレームを使ってアジアの地域統合へ歩を進めている。

我が国は、米国と結びながら、中国はインドとも結んでいくことでアジア経済圏の確固たる地盤を構築するか、または、没落し続ける米ドルを買い続け、米中和解の後塵を拝することになるのか。これが今後の将来を左右することになるだろう (注11)。

(1) 農業問題と地域統合

農業のせいで国益が失われるという「農業保護対国益」 という図式によりこの問題を考えていく議論である。

今まで農業が障害となってFTAが進まなかったから一気にTPPを進めるしかないという我が国の議論も考えていくところが多々ある。確かに、我が国農業の弱体化が進行している現状のなかで、農業改革が必要であることは言を俟たない。TPP問題をそのきっかけとして強い農業を実現するための政策体系を再構築していくことは重要である。

東アジアにおける広域経済連携の推進は、いまだ参加国の範囲も特定できず、入口から脱出できずにいる。このことがTPPへの傾斜を強める一因となっている。

東アジアの広域連携強化を入り口論から具体論に展開していくことが急務となっている。

EU統合の原動力がCAP(共通農業政策)であったよう に、賃金格差に基づく大きな生産費格差という異質性を克 服し、東アジア各国の農業が共存できるようなFTA利益の再分配政策としての東アジア版CAPをいかに構築していくかがカギとなる(注12)。

(2) TPP (環太平洋経済連携協定) との関連について

TPPは、アジア太平洋の12か国(日本、カナダ、メキシコ、シンガポール、ニュージーランド、チリ、米国、豪州、ブルネイ、ペルー、ベトナム、マレーシア)において交渉しているFTAのことであり(※韓国、タイ、フィリピン、台湾等の国・地域も関心を示しており、中国もTPPについて「開放的な態度」とし、将来的な参加の可能性を排除していない。)

その特徴として、自由度レベルが高く対象分野が包括的であるという点があげられる。TPPの基盤となっているのは、2006年に発効したP4である、TPPはこれを拡大発展させた協定ということができる^(注13)。

ASEANに加盟している国でTPP加盟交渉に参加している国として、ベトナム、ブルネイ、マレーシア、シンガポールの4か国がある。TPPはFTAの一部であるので、我が国はこれら4か国とは三重にFTAを締結することになる。

FTA締結における効果という側面では、加盟国間において貿易が拡大する。それにより、我が国においては農業などの比較劣位部門が縮小する、そして比較優位部門は拡大する。FTAの発効により、経済構造変化を通じ、経済が成長する。いわゆるダイナミック・エフェクトである。

FTAは、経済統合の第一段階であるといわれるが、ベラ・バラッサ(Béla Balassa)が提唱した5段階(FTA→関税同盟→共同市場→経済同盟→完全な経済統合)とある。TPPはFTAであるので経済統合の最初のステップでるとも言い換えることができる。しかし、この段階で関税同盟まで進んだ例はない。

ASEANは2015年にASEAN共同体を形成する潮流となっている。そのバックグラウンドには、中国の経済力の強靭さがある。南沙諸島の領有問題に関し、国内に華人を多く抱えるASEAN諸国にとっては政治課題でもある(注14)。

(3) FTA 包括締結で経済共同体へ

ASEANは、注目すべき理由が2つある。

第一に、ASEANが東アジアの地域統合において先頭ランナーとして走っていることである。

第二に、東アジアの統合及びその協力のフレームワーク において多数を占めることである。

10カ国で構成される ASEAN は、東アジア共同体ができ

た暁には、その多数を占めることは確実である。それは換言すれば ASEAN の動向次第で東アジア共同体が進む方向が決まってくるということである。

ASEANは、AFTAの完成につづき、2015年にASEAN 経済共同体の創設を計画している。経済共同体は、政治安全保障共同体、社会文化共同体とともに、ASEAN共同体を構成するものである。ASEAN経済共同体は「物品、サービス、投資、熟練労働者の自由な移動、資本の自由な移動」の実現及びASEAN域内の格差是正をその目標としている。

ASEAN経済共同体はEU型の共同市場ではない。関税は撤廃されFTAは実現しているが、関税同盟には至っていないので、自由に移動できるのは、原産地規則を満たしたもののみである。サービス貿易に関しては、すべての分野で開放することになっているが、モード4(サービス供給者の越境)は、どの程度自由化されるかはクリアになっていない。

人の移動に関しては、熟練労働者に限定され、投資においては、投資前と投資後の内国民待遇を認めるなど自由化が進んでいる。ASEAN経済共同体は、我が国のEPA(経済連携協定)及び自由化・円滑化などの対象範囲が重なる「FTA+」であり、通貨統合の計画はない。

東アジア共同体の内容の具体化はまだ不明瞭なところがあるが、経済共同体は不可欠のファクターであり、その基盤となるものである。経済共同体を実現していくためには、物品の貿易を自由化するFTAからサービス・人・資本の自由化へと進むことが喫緊の課題である。物品貿易においては、関税撤廃のみならず、製品規格の相互承認や税関手続きなど貿易円滑化を実現していくことが不可欠となる。

包括的な東アジアFTAの締結が東アジア経済共同体の 実現へ向かう大きなステップとなる。TPPをはじめとし た東アジアFTAは次の4つの構想が並存しているのが現 状である。

この4つの構想のうち最も実現性が高いのがTPPである。米国は、ASEANとのFTAに関しては、2国間交渉でなく、TPPへの参加を要求している。ASEAN各国の参加が進む可能性が強い。我が国でもこの面での参加を検討し、適当な時期に参加していくことになるだろうことは不可避である(注15)。

おわりに

本年中(2015年)に関税の削減はもちろんであるが、 日系企業が期待しているのは、第一に、通関手続きの簡 素化及び迅速化である。そのキーとなると思われるのは ASEAN シングルウインドウ (ASW) である。

今後、ASWを目指しての各国のの手続きの電子化及び 一元化が望まれる。

第二に非関税障壁の撤廃である。

具体的には、輸入制限やライセンス制度、輸出前検査等の義務化が導入された場合、結果的には取引コストの増大を招き、何のための関税撤廃か意義が薄れる。一部の国では、輸入ライセンス、強制規格といった保護主義的な色彩の措置の導入がいまだに根強く残っているのが現状である(注16)。

また、非関税障壁以外においてもサービス投資の自由化や手続き面における迅速化、熟練労働力の移動という問題も浮かび上がる。さらに、ASEAN合意事項における国内法及び各国規則に対しての遅滞も指摘されている(注17)。

今後、いかにビジネス環境面で変わっているのか、いかないのか。変わっていくとするればいかなる点でどのように変わるべきなのか。模索はいまだ始まったばかりである。

それらについて、東アジア共同体構想を中心的課題に掲げ、その問題点を洗い出し、そこからASEANの将来的展望はいかに浮彫りにされてくるのかという点について考察してきた。

この考察のなかで以下のような潮流をみてとれ、その今後の課題として論点をまとめ今後の論考につなげていきたい。

第一に、米国と敵対せずASEANをその中核にする。それに日中韓が協力する形をとり、重層的で緩やかな統合体を形成する。米国のみならず、中国との関連という点が現実に起こっている。

FTA締結における効果という側面では、加盟国間において貿易が拡大する。それにより、我が国においては農業などの比較劣位部門が縮小する、そして比較優位部門は拡大する。FTAの発効により、経済構造変化を通じ、経済が成長する。いわゆるダイナミック・エフェクトである。

FTAは、経済統合の第一段階であるといわれるが、ベラ・バラッサ(Béla Balassa)が提唱した5段階(FTA→関税同盟→共同市場→経済同盟→完全な経済統合)とある。TPPはFTAであるので経済統合の最初のステップで

あるとも言い換えることができる。しかし、この段階で関 税同盟まで進んだ例はない。

ASEANは2015年にASEAN共同体を形成する潮流となっている。そのバックグラウンドには、中国の経済力の強靭さがある。南沙諸島の領有問題に関し、国内に華人を多く抱えるASEAN諸国にとっては政治課題でもある。

第二に、ASEAN経済共同体はEU型の共同市場ではない。関税は撤廃されFTAは実現しているが、関税同盟には至っていないので、自由に移動できるのは、原産地規則を満たしたもののみである。サービス貿易に関しては、すべての分野で開放することになっているが、モード4(サービス供給者の越境)は、どの程度自由化されるかはクリアになっていない。

人の移動に関しては、熟練労働者に限定され、投資においては、投資前と投資後の内国民待遇を認めるなど自由化が進んでいる。ASEAN経済共同体は、我が国のEPA(経済連携協定)及び自由化・円滑化などの対象範囲が重なる「FTA+」であり、通貨統合の計画はない。

第三に、経済共同体を実現していくためには、物品の貿易を自由化するFTAからサービス・人・資本の自由化へと進むことが喫緊の課題である。物品貿易においては、関税撤廃のみならず、製品規格の相互承認や税関手続きなど貿易円滑化を実現していくことが不可欠となる。

包括的な東アジアFTAの締結が東アジア経済共同体の 実現へ向かう大きなステップとなる。TPPをはじめとし た東アジアFTAは次の4つの構想が並存しているのが現 状である。

この4つの構想のうち最も実現性が高いのがTPPである。米国は、ASEANとのFTAに関しては、2国間交渉でなく、TPPへの参加を要求している。ASEAN各国の参加が進む可能性が強い。我が国でもこの面での参加を検討し、適当な時期に参加していくことになるだろうことは不可避である。

こうみてくると、大変な難題ばかりが待ち受けている。 しかし、その切り口を探すという点も意識して本稿を記述 してきた。しかし、まだその論点へのアプローチが浅い。 さらに切り込んで行かねばその大きな本丸への接近はでき ない。

これらの動向について今後も注視していくことでその問題点や展望をさらに浮彫りにしていきたい。

注:

- 注1:山下栄次『東アジア共同体を考える―ヨーロッパに学ぶ地域統合の可能性―』ミネルヴァ書房, 2010年, ivページ。
- 注2 : 谷口誠『東アジア共同体とは何か』桜美林大学北東アジア総合研究所、2011年、13ページ。
- 注3: 財務省ホームページ(http://www.mof.go.jp)から
- 注4: 谷口誠『東アジア共同体とは何か』桜美林大学北東アジア総合研究所, 2011年, 10-20ページ
- 注5 : 赤尾信敏「東アジア共同体と日本 ASE AN関係 ― 経済連携の拡大強化を目指せ ― 」谷口誠『東アジア共同体とは何か』桜美林 大学北東アジア総合研究所, 2011年, 92~93ページ
- 注6 : Hill H.and Menon (2010: "ASEAN Economic Integration Features Fullfillments , Failures and the Future" ADB Working Paper Series on Regional economic Integration 69
- 注7: 西口清勝「ASEAN域内経済協力の新展開とメコン地域開発」,西口清勝,西澤信善『メコン地域開発とASEAN共同体』,晃洋書房、2014年,7~10ページ
- 注8: ブリジッド・ギャヴィン「アジアの域内貿易体制」出所:山下栄次『東アジア共同体を考える―ヨーロッパに学ぶ地域統合の可能性―』ミネルヴァ書房,2010年,PP.142-148
- 注9:柳荘煕「アジアの地域貿易協定―2つの代替的モデル―」出所:山下栄次『東アジア共同体を考える―ヨーロッパに学ぶ地域 統合の可能性―』ミネルヴァ書房、2010年、PP.149-155
- 注10:佐藤隆広「東アジアのFTAの動きをどのように評価するか」山下栄次『東アジア共同体を考える―ヨーロッパに学ぶ地域統合の可能性―』ミネルヴァ書房、2010年、PP.171-183
- 注11: 羽場久美子「日中和解を基礎に繁栄探れ」進藤榮一『東アジア共同体と日本の戦略』桜美林大学北東アジア総合研究所, 2011年 PP.27-29
- 注12: 鈴木宣弘・木下順子「TPPと農業改革—もうひとつの東アジア地域統合の道」進藤榮一『東アジア共同体と日本の戦略』桜美林大学北東アジア総合研究所、2011年PP.60-63
- 注13: 石川幸一「TPPと東アジア経済統合の構図の変化」『東亜』2012年5月号(No.539), 財団法人霞山会, 2012年, 20~27ページ。)
- 注14: 吉野文雄「東アジア経済統合の選択肢—ASEAN共同体とTPP—」『東亜』2012年5月号, No.539, 財団法人霞山会, 2012年, 10~18ページ。
- 注15: 石川幸一「FTA包括締結で経済共同体へ」進藤榮一『東アジア共同体と日本の戦略』桜美林大学北東アジア総合研究所, 2011 年PP.41-43)
- 注16: 伊藤博敏「ASEAN経済統合まで半年(上)単一市場・生産基地」道半ば」日経新聞経済教室、2015年6月18日」
- 注17:安藤光代「「ASEAN経済統合まで半年(下)「国際生産網の深化に寄与」日経新聞経済教室,2015年6月19日」